

# 建築士法施行細則

昭和25年12月9日

島根県規則第111号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 免許（第3条—第12条の14）
  - 第3章 試験（第13条—第28条）
  - 第4章 建築士事務所（第29条—第31条）
- 附則

## 第1章 総則

### (定義)

第1条 この規則において、「法」とは建築士法（昭和25年法律第202号）を、「令」とは建築士法施行令（昭和25年政令第201号）を、「省令」とは建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）をいう。

### (書類の経由)

第2条 法、令、省令及びこの規則により、知事に提出する申請書、届書その他の書類は、正副2通を作成し住所地を管轄する支庁長又は県土整備事務所長を経由しなければならない。

## 第2章 免許

### (免許の申請)

第3条 法第4条第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書（以下「免許申請書」という。）に、次に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適當な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第17条第1項の規定により同項第1号に掲げる書類を知事に提出した場合又は同条第2項の規定により当該書類を添えて指定試験機関（法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者をいう。以下同じ。）に受験の申込みをした場合で、当該書類に記載された

内容と第1号様式による免許申請書に記載された内容が同一であるときは、第3号及び第4号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類
- (2) 知事又は指定試験機関が交付した二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したことを証する書類
- (3) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類
  - ア 法第4条第4項第1号又は第2号に該当する者にあっては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書
  - イ 知事が別に定める法第4条第4項第3号に該当する者の基準に適合する者にあっては、その基準に適合することを証するに足る書類
  - ウ 法第4条第4項第3号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあっては、同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類
- (4) 法第4条第4項第2号から第4号までに該当する者にあっては、第1号の2様式による実務経歴書（第17条第1項第2号において「実務経歴書」という。）及び第1号の3様式による実務経歴証明書（同号において「実務経歴証明書」という。）

2 法第4条第5項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、免許申請書に、前項第1号に掲げる書類（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）及び外国の建築士免許証の写しを添え、これを知事に提出しなければならない。

3 前2項の免許申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（第7条第2項及び第8条第1項において「免許証等用写真」という。）を貼付しなければならない。

#### 第4条 削除

(免許)

第5条 知事は、第3条の規定による免許の申請があった場合においては、免許申請書の記載事項を審査し、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有すると認めたときは、

法第5条第1項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿（以下「名簿」という。）に登録して、申請者に第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）を交付する。

2 知事は、前項の審査の結果、申請者が二級建築士又は木造建築士となる資格を有しないと認めた場合においては、その理由を付して、免許申請書を申請者に返却する。

(登録事項)

第6条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 登録番号及び登録年月日
- (2) 氏名及び生年月日
- (3) 二級建築士試験合格又は木造建築士試験合格の年月日及び合格証書番号(外国の建築士免許を受けた者にあっては、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日)
- (4) 法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許の取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日
- (5) 法第22条の2第2号又は第3号の講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
- (6) 法第24条第2項の講習の課程を修了した者にあっては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

(登録事項の変更)

第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条第2号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）に記載された事項に変更があったときは、免許証等用写真を貼付した免許証書換え交付申請書に免許証又は免許証明書（以下「免許証等」という。）を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があった場合においては名簿を訂正し、前項の規定による申請があった場合においては免許証を書き換えて、申請者に交付する。

(再交付の申請等)

第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証等を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、免許証等用写真を貼付した免許証再交付申請書にその事由を記載し、汚損した場合にあってはその免許証等を添え、失った場合にあっては本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類添え、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、申請者に免許証を再交付する。
- 3 二級建築士又は木造建築士は、第1項の規定により免許証の再交付を申請した後、失った免許証等を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、知事に返納しなければならない。

(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)

第9条 二級建築士又は木造建築士は、免許の取消しを申請する場合においては、免許取消申請書に、免許証等を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をする場合においては、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添え、これを知事に提出しなければならない。
- 3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けた場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）による失踪の届出義務者は、失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合（第1項の規定により免許証等が提出された場合を除く。）においては、当該二級建築士又は木造建築士（法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はその法定代理人若しくは同居の親族）は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証等を知事に返納しなければならない。

(登録の抹消)

第10条 知事は、免許を取り消した場合又は前条第3項に規定する届出があった場合においては、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消した名簿を、抹消した日から5年間保存する。

(住所等の届出)

第11条 法第5条の2の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出は、第3号様式によらなければならない。

(免許証等の領置)

第12条 知事は、法第10条第1項の規定により二級建築士又は木造建築士に業務の停止を命じた場合においては、当該二級建築士又は木造建築士に対して、免許証等の提出を求め、処分期間満了までこれを領置することができる。

(名簿の閲覧)

第12条の2 知事は、別に定めるところにより、名簿をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

(指定の申請)

第12条の3 法第10条の20第2項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
  - (2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - (3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (2) 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
  - (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書
  - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
  - (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - (7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨の誓約書

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第12条の4 法第10条の20第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第12条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
  - (2) 選任又は解任の理由
  - (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

(登録事務規程の認可の申請)

第12条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る登録事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 変更しようとする事項
  - (2) 変更しようとする年月日
  - (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第12条の7 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

- 2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 変更しようとする事項
  - (2) 変更しようとする年月日
  - (3) 変更の理由

(登録状況の報告)

第12条の8 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における各月ごとの二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
  - (2) 当該四半期における各月ごとの免許証明書の書換え交付及び再交付の件数
  - (3) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数
- 2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。
- 3 報告書等（第1項の報告書及び前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第12条の11第2項及び第26条第3項において同じ。）で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第12条の11第2項第2号及び第26条第3項第2号において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

第12条の9 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可）

第12条の10 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第12条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出、報告書等の送付又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第9条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項

(2) 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成20年国土交通省令第37号）第40条第4項又は同令第43条第4項の規定による報告書等の送付 同令第40条第2項第2号イ又は同令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項

(3) 第26条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項に規定する添付書類に記載された事項

2 前項の規定による書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

(1) 知事の使用に係る電子計算機と指定登録機関の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、指定登録機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものと指定登録機関に交付する方法

(免許の取消し等の処分の通知)

第12条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項若しくは第2項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

(2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び性別

(3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(公示)

第12条の13 法第10条の20第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、島根県報で公示することによって行う。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第12条の14 指定登録機関が法第10条の20第1項の規定により二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項及び第2項、第5条、第7条、第8条、第9条第4項、第10条並びに第12条の2の規定の適用については、これらの規定（第3条第1項を除く。）中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第3条第1項中「第1号様式による二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」とあるのは「二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書」と、「これを知事」とあるのは「これを指定登録機関（第12条の4の指定登録機関をいう。以下同じ。）」と、第5条第1項中「第2号様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）」とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」と、第7条第2項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（以下「免許証明書」という。）」とあるのは「二級建築士免許証又は木造建築士免許証（以下「免許証」という。）又は免許証明書」と、「免許証書換え交付申請書」とあるのは「免許証明書書換え交付申請書」と、同条第3項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許証再交付申請書」とあるのは「免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第10条第1項中「免許を取り消した場合又は前条第3項に規定する届出があった場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第12条の11第1項の規定により前条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

### 第3章 試験

#### 第13条 削除

##### （二級建築士試験及び木造建築士試験の方法）

第14条 二級建築士試験及び木造建築士試験は、省令第13条第1項又は第13条の2第1項に規定する基準に従い、学科及び建築設計製図（仕様書の作成を含む。次項において同じ。）について、筆記試験により行う。

- 2 建築設計製図の試験は、学科の試験に合格した者に限り、受けることができる。
- 3 前項に規定する学科の試験は、次に掲げる科目について行う。
  - (1) 建築計画（建築設備の概要を含む。）
  - (2) 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
  - (3) 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

(4) 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び法並びにこれらの関係法令）

第15条 学科の試験に合格した者(他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。)については、学科の試験に合格した二級建築士試験又は木造建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の4回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうち2回(学科合格試験の設計製図の試験を受けなかった場合においては、3回)の二級建築士試験又は木造建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

(試験期日等の公告)

第16条 二級建築士試験又は木造建築士試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関して必要な事項は、知事があらかじめ島根県報で公告する。

(受験の申込み)

第17条 二級建築士試験又は木造建築士試験(指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務(以下「二級建築士等試験事務」という。)を行うものを除く。)を受けようとする者は、第4号様式による受験申込書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでのいずれかに掲げる書類

ア 法第15条第1号に該当する者にあっては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

イ 知事が別に定める法第15条第2号に該当する者の基準に適合する者にあっては、その基準に適合することを証するに足る書類

ウ 法第15条第2号に該当する者のうち、イに掲げる者以外の者にあっては、同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

(2) 法第15条第2号又は第3号に該当する者にあっては、実務経歴書及び実務経歴証明書

(合格公示及び通知)

第18条 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名を島根県報で公示し、その旨を本人に通知する。

2 知事又は指定試験機関は、学科の試験に合格した者にその旨を通知する。

(受験者の不正行為に対する措置)

第19条 知事は、不正の方法により二級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、当該試験を受けることを禁じ、又はその合格を無効とすることができる。

2 指定試験機関は、二級建築士等試験事務の実施に関し前項に規定する知事の職権を行うことができる。

3 指定試験機関は、前項の規定により第1項に規定する知事の職権を行ったときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 不正行為者の氏名、住所及び生年月日
- (2) 不正行為に係る試験の年月日及び試験地
- (3) 不正行為の事実
- (4) 処分の内容及び年月日
- (5) その他参考事項

(指定の申請)

第20条 法第15条の6第2項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 名称及び住所
  - (2) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
  - (3) 二級建築士等試験事務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - (2) 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。
  - (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書
  - (4) 申請に係る意思の決定を証する書類

- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 二級建築士等試験事務を行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- (8) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (9) 二級建築士等試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項の試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- (11) 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨の誓約書
- (12) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第21条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第22条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の7第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
  - (2) 選任又は解任の理由
  - (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴
- 2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又はロに該当しない旨の誓約書を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第23条 指定試験機関は、法第15条の6 第3項において読み替えて準用する法第15条の3 第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験委員の氏名
- (2) 選任又は解任の理由
- (3) 選任の場合にあっては、その者の略歴

(試験事務規程の認可の申請)

第24条 指定試験機関は、法第15条の6 第3項において読み替えて準用する法第10条の9 第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6 第3項において準用する法第10条の9 第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第25条 指定試験機関は、法第15条の6 第3項において読み替えて準用する法第10条の10 第1項前段の認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び收支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定試験機関は、法第15条の6 第3項において準用する法第10条の10 第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第26条 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 試験年月日
- (2) 試験地
- (3) 受験申請者数
- (4) 受験者数
- (5) 合格者数
- (6) 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表、受験申込書並びに第17条第1項各号に掲げる書類を添えなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。

- (1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク等をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第27条 指定試験機関は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の15第1項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等試験事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

(公示)

第28条 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、島根県報で公示することによって行う。

#### 第4章 建築士事務所

##### (登録簿等の閲覧)

第29条 知事は、別に定めるところにより、法第23条の9各号に掲げる書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする。

##### (建築士事務所の登録の証明)

第30条 法第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けていることの証明を受けようとする者は、第5号様式による建築士事務所登録証明申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、第6号様式による建築士事務所登録証明書を申請者に交付する。

##### (指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第31条 法第26条の3第1項の規定により知事が指定する者（以下「指定事務所登録機関」という。）が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における前2条の規定の適用については、第29条中「書類」とあるのは「書類（法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、指定事務所登録機関（第31条の指定事務所登録機関をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより、法第23条の3第1項の登録簿及び法第26条の3第1項の国土交通省令で定める書類をその事務所に備え置いて一般の閲覧に供するものとする」と、前条中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、前条第1項中「第5号様式による建築士事務所登録証明申請書」とあるのは「建築士事務所登録証明申請書」と、同条第2項中「第6号様式による建築士事務所登録証明書」とあるのは「建築士事務所登録証明書」とする。

#### 附 則（令和2年規則第9号）

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に建築士法（昭和25年法律第202号）第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であって、施行日前に行われた二級建築士試験に合格したもの（建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第96号）第2条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第115号）第100条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。）又は木造建築士試験に合格したものに対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第3条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に行われた直近2回の二級建築士試験又は木造建築士試験のうちいずれかの二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者に対するこの規則による改正後の建築士法施行細則第15条の規定の適用については、なお従前の例による。

第1号様式～第6号様式 [略]